

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

改正リース税制と中小企業に与える影響

1. リース取引の会計処理（売買処理に統一）

所有権移転外ファイナンスリース取引（リース契約の大部分が該当します。）の会計処理は、従来、賃貸借処理でありましたが、平成20年4月1日以降締結されるリース契約から次のとおり売買処理（資産計上と未払金計上）に変更されます。

リース取引の種類		リース税制	
		改正前	改正後
ファイナンスリース取引	所有権移転ファイナンスリース	売買処理	売買処理
	所有権移転外ファイナンスリース	賃貸借処理	売買処理
オペレーティングリース取引		賃貸借処理	賃貸借処理

但し、従来どおり賃借料として損金経理した金額は償却費として損金経理したものとされます。

2. 賃借人の処理

(1) リース資産の取得価額

リース資産の取得価額は残価保証額がない場合はリース料総額となります。但し、法人がその一部を利息相当額として区分した場合は、その区分した利息相当額を控除した金額となります。この利息相当額は利息法又は定額法で費用処理します。

(2) リース資産の減価償却方法（法定：リース期間定額法）

リース資産の取得価額をリース期間の月数で除して計算した金額を当該事業年度のリース期間月数を乗じて計算した金額（償却限度額）

(3) 予想される中小企業の会計処理

中小企業の会計処理としては事務の簡便性の観点から、リース資産の取得価額をリース料総額とし、リース期間定額法を適用すると考えられます。この場合、損益計算書上、減価償却費が従来の賃借料と一致し損益に影響は与えません。

3. 消費税の取扱い

法人税法と同様に売買取引として扱われリース料総額が課税仕入として認められ、リース取引開始時に全額が仕入税額控除できます。この点は従来の取扱いと大きく異なる点であり重要であります。なお、契約書上、利息相当額が明示されている場合には、その利息相当額は非課税仕入となります。

4. リース税額控除等

中小企業基盤強化税制のようなリース税額控除制度は廃止されます。なお、特別償却、圧縮記帳制度は所有権が移転しないというリース取引の性格上適用されません。